

令和2年度 第4回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和2年8月21日（金） 午後2時00分から午後4時00分まで

2 場 所

ホテルプラザ菜の花 3階 菜の花

3 出席者

委 員：村上委員長、葉山副委員長、井上委員、齋藤委員、近藤委員、
松田委員、八田委員、菊地委員、永村委員、本間委員（10名）

事務局：環境生活部 森次長、石崎環境対策監

環境政策課 井田課長、山縣副課長、坂元班長

眞田主査、加藤副主査、大貫副主査、水野副主査

傍聴人：3名

4 議 題

(1) (仮称)千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（答申案審議）

(2) その他

5 結果概要

(1) (仮称)千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（審議）

事務局から資料1及び資料5について、説明され、答申案審議が行われた。

(2) その他

特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

資料1 (仮称)千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業に係る環境影響評価
手続の状況等について

資料2 (仮称)千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境
配慮書 市長の意見

資料3 (仮称)千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境
配慮書 委員会で寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

資料4 (仮称)千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境
配慮書に対する意見

資料5 (仮称)千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境
配慮書に対する意見（答申案）

(1) (仮称) 千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について (答申案審議)

○事務局説明

資料1により手続状況等、資料2により配慮書に対する市長意見、資料3により委員で寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解、資料4により委員、事務局及び市長の意見の状況、資料5により答申案について説明が行われた。

○審議

(委員)

欠席委員から寄せられた意見等があれば、事務局から報告されたい。

(事務局)

特になし。

(委員)

事業計画は検討段階であり、方法書以降に明らかにするとされ不明点が多い。配慮書に記載すべき事項は、もう少しあるのではないか。景観について、想定区域周辺では冬に蜃気楼が確認されることから、答申案の2(7)アにおいて景観資源に含めるべきであり、災害に係る事項についても検討すべきである。

(事務局)

配慮書手続は、平成25年度から法対象事業に追加されたものであり、従前の手続は事業の位置・規模、施設の配置・構造が決定した段階から行われるため、環境上、配慮できる範囲が限られることから、諸外国の事例を参考に、事業計画の検討段階で複数案を設定し、意見等を踏まえて柔軟な環境配慮ができるよう位置付けられたものである。答申案では1(2)ア・イのとおり、環境影響の重大性の程度を整理し、その結果を踏まえて複数案の絞り込みを行い、方法書でその検討過程を明らかにすることを求めている。

(委員)

今後の審議に当たって、先行事例と本案件で異なる事業計画が策定された場合、どちらの計画がより環境配慮がなされているかを、どのように比較・評価するのか。

(事務局)

国のマニュアルでも示されているが、事業者において計画段階配慮事項の項目ごとに環境影響の比較検討を行い、社会性及び経済性も考慮した上で、総合的に判断して事業計画を策定することから、その結果を踏まえて審議していただく。

(委員)

今後、風力発電事業を推進していく中で、現状では風力発電設備の国内メーカーがなく、民間事業者がどう関わっていくのかという点で不確実性が多い。配慮書では細かなところまで審議しきれないという前提で、事業内容を重視して議論する必要がある。促進区域の位置について、なぜ景観資源である屏風ヶ浦の真正面に決定したのか、事務局で経緯を把握しているか。

(事務局)

再エネ海域利用法に基づき設置された国、県、地元市、漁業者等利害関係者、学識経験者で構成される法定協議会で検討を重ねて合意形成を図り、国において決定された。

(委員)

風況等の気象条件のほか、景観への影響も踏まえて合意形成を図ったのか。

(事務局)

NEDOの実証研究では、陸上風車の約1.5倍の設備利用率が見込め、水深が比較的浅く、着床式風車が設置できる点が大きなポイントとなっている。景観については、法定協議会の意見のみで整理できるものではなく、今後、事業者が環境影響評価手続における意見も踏まえ、予測及び評価を行うとともに、環境保全措置を検討することになる。

(委員)

想定区域は促進区域の指定を受けた区域であることから、風車の配置を妨げるような意見は制度上述べべきではないのか。

(事務局)

例えば、海底地盤の状況について限なく明らかになっているわけではないため、必要な意見は述べる必要がある。

(委員)

風車の配置等について、海底地盤調査が実施されていない中、方法書段階で明らかにされるのか。風車による影響が懸念されるが、いつまでに明らかにされるべきなのか。

(事務局)

方法書段階で明らかにされるべきだが、海底地盤調査が実施されていない段階で、1案に絞られるかどうか不明である。事業者から送付される図書に応じて審議していただくことになる。

(委員)

景観について、答申案の2(7)イに風車の向きのほか、高さ及び配置を追記し、考慮するよう促してはどうか。

(事務局)

検討する。

(委員)

景観について、答申案の2(7)アでは、どのような理由で景観資源に含めることを求めているのか。屋気楼は対象としないのか。

(事務局)

先行事例を踏まえるとともに、本案件においては「初日の出鑑賞エリア」を主要眺望点としているものの、眺望対象である「日の出」が景観資源に含まれていないことを踏まえた。

(委員)

場所だけではなく、蜃気楼等の現象を景観資源の対象とする必要はないのか。

(事務局)

先行事例では、その観点で検討していなかった。事務局としては先行事例との整合性、本案件と先行事例の違いを踏まえて答申案を検討した。

(委員)

景観について、蜃気楼の発生も見られるため、答申案の2(7)アに列記された景観資源の最後に「等」を追記することでどうか。

(事務局)

日の出、夕日及び富士山並びに日本遺産である外川の町並みから望む海の風景以外にも景観資源があるという意味合いで「等」を追記する。

(委員)

鳥類について、答申案の2(7)イでは「季節、時間帯及び風力発電設備の向きを考慮すること」とされているが、季節、時間帯によって風車の向きが異なることを考慮するよう求めているのか。

(事務局)

季節、時間帯、風車の向きはそれぞれ独立した要素であり、季節、時間帯と風車の向きを連関させるような内容ではない。それぞれ独立した要素として、環境影響が最大となる条件で予測及び評価を実施することを求めている。

(委員)

なぜ、季節、時間帯の後は「、」ではなく「及び」なのか。この書き方で事業者に意図が伝わるのか。

(事務局)

3つを列記する場合の行政文書の書き方に合わせた。

(委員)

風車の配置及びローターの向きが一定でない場合、景観への影響が懸念されることから、方法書段階でコンピューターグラフィックスによる供用時のイメージを示すよう求めるべきである。

(委員)

ただ今の意見のとおり、イメージ図がなければ、今後、当委員会で議論することができない。

(事務局)

いただいた意見を踏まえて対応したい。

(委員)

コンピューターグラフィックスによるシミュレーションを求める場合、先行事業者に対しても同様とされたい。ただし、視覚的なものであるため、出来栄に左右されやすいことに注意する必要がある。

(事務局)

意見を踏まえて先行事事業者にも伝える。なお、補足すると事業者の決定については、環境影響評価手続によるものではなく、国が公募により選定するものである。

(委員)

答申案の1(1)ウの工事の拠点等となる港については先行事例と同様の内容か。まだ港は決定していないのか。

(事務局)

先行事例と同様であり、国の「洋上風力発電所に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会報告書(平成29年3月)」の内容を踏まえて提案した。工事等の拠点となる港は明らかにされていない。

(委員)

先行事例でも発言したが、事業の実施により、陸地で風が弱くなることは風を電気に変えるエネルギーの保存則から確実である。既存の陸上風車への影響について、大気質に係る意見として追加することでどうか。

(事務局)

「風」ということであれば、環境影響評価では住居のほか、学校・病院等の配慮対象施設の生活環境への影響が第一義的な観点である。また、風力発電事業の場合、供用時の大気質について、環境影響項目として選定すべき項目とされていない。

(委員)

既存の設備への影響を評価すべきではないか。影響があった場合、当委員会でも何も指摘しなかったことで訴訟等の問題にも繋がりがねない。

(事務局)

指摘の観点は、生活環境への影響ではなく、設備利用率や売電収入といった事業影響であり、環境影響の回避又は低減という観点とは異なる。環境影響評価により全ての事柄を網羅できるわけではない。

(委員)

事業者において計画段階配慮事項の項目ごとに環境影響の比較検討を行い、社会性及び経済性も考慮した上で、総合的に判断して事業計画を策定する場合、事業者によって事業計画が異なる可能性がある。国の公募において、環境配慮の程度が低い事業者が選定された場合、環境影響評価の意義をどう考えるべきなのか。

(事務局)

本委員会では、個々の案件ごとに審議いただくことが基本となるが、事務局としても、異なる事業者が同様の区域で同様の事業を行おうとする案件を審査した経験がないことから苦慮している。再エネ海域利用法に基づく地域協議会の意見取りまとめにおいて、「環境配慮事項について」という項目が含まれているため、事業者選定の際に、ある程度環境面が考慮されるものと思われる。

(委員)

今後の審議では、他事業の内容に関わらずそれぞれ対応し、複数案の設定が事業者ごとに異なっているとしても、他事業者の内容を引き合いに出して審議する必要はないということか。

(委員)

銚子沖洋上風力発電事業のような手続については、当初、環境影響評価法が必ずしも想定していた事例ではないため、千葉県独自の方針を検討するとともに、複数の手続が進められている秋田県等の事例も踏まえて対応していくべきである。

(事務局)

再エネ海域利用法に基づく促進区域は7月29日に指定され、今後、国により公募占用指針が定められ、一定期間公募が行われて事業者が選定される。国が示すフローによると、選定事業者はFIT認定申請の際に、方法書提出が必要とされ、認定後に一般海域の占用許可を受けることとなる。

(委員)

方法書について、1事業者しか送付されないということか。

(事務局)

環境影響評価手続は、促進区域の件とは別に、いつでも進めることができるため、事業者の動きは不明である。しかし、再エネ海域利用法に基づく事業者選定後、当該区域で非選定事業者が手続を進めることは、事業の実現性からなくなると思われる。

(委員)

国の公募で環境配慮が審査される場合、各事業に係る答申内容の整合性を図っておく必要がある。

(事務局)

流れとして、そのとおりである。ちなみに先行する長崎県五島市沖の例では、促進区域指定から6か月後に公募が開始されており、これを参考にすると必ずしもすぐに手続が進むものではない。

(委員)

環境影響評価において災害に言及することに問題はないか。答申案の地域特性と留意事項で言及しているが、津波や最新の気象現象を踏まえ、県においても防災対策を検討し、それに基づき、意見を述べていくことが望ましい。

(事務局)

近年、国及び他県においても災害について言及する事例があり、本案件についても留意事項で言及している。しかし、安全性の基準等を県が示すことは困難である。

(委員)

困難ではあるが、安全性が第一であることに留意されたい。

(委員)

騒音及び超低周波音の予測結果について、想定区域から2 km以内の範囲の住居等数が先行事例と本案件で大きく異なる理由は何か。

(事務局)

想定区域の離岸距離の差によるものであり、先行事例は約1.2 km、本事業は約1.0 kmであるため、対象範囲内の住居等数に差が生じているものと思われる。また、件数データの出典が異なることも差の要因となっている可能性がある。

(委員)

答申案の修正について説明されたい。

(事務局)

景観について、答申案の2(7)アを「主要眺望点から眺望する日の出、夕日及び富士山並びに日本遺産である外川の町並みから望む海の風景等」に改め、イを「調査、予測及び評価の実施に当たっては、季節、時間帯並びに風力発電設備の高さ、配置及び向きを考慮すること。」に改める。コンピューターグラフィックスに係る内容は、別途指導事項として事業者へ通知する。

(委員)

事務局から修正案が示されたがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員)

これをもって答申とする。

以上